

要求水準書に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	11	3	3-11		基準・指針・仕様書等	建設費に影響するため、契約時の最新版ではなく、入札公告時の最新版または入札時の最新版へと見直していただくよう、お願い致します。	「各図書は最新版を使用すること。」に修正します。契約締結後、基準等が提案時から変更され建設に影響する場合は建設工事請負契約書（案）第27条に従い、市が負担します。
2	14	4	4-1-1	(2)、イ	下水汚泥の量及び性状等	計画下水汚泥供給量に関して、「なお、計画下水汚泥の供給量を超える下水汚泥は、別途市が処理する。」との記載が削除されておりますが、削除された意図を参考までにご教示頂きたく宜しくお願い致します。	「頁37 (5) 下水汚泥の搬出」に同義の内容を示しており、重複を避けるため削除しました。
3	17	4	4-1-2	(3)、オ	上水	上水管の分岐点位置での圧力をご教示下さい。	汚泥処理棟屋上に設置している高架水槽LWL 約TP+21.8mから給水します。分岐点位置での圧力は事業者が使用する流量によるため、設計段階において事業者が計算してください。なお、現地で圧力測定していただくことは可能ですので、必要な場合は調査を申請してください。
4	25	4	4-1-4	(6)、イ	相互監視	<p>大在水資源再生センター（既設水処理施設）での新設燃料化施設に関する情報の監視は、既設水処理側の既存制御装置（ソフト）を改造して実施するのではなく、本事業にて新たに既設水処理施設側に設置する燃料化施設監視用端末（PC）※での実施をご提案してもよろしいでしょうか。</p> <p>※既設水処理施設の各種運転信号は、新たに設ける分電盤（事業者側で今後詳細を検討）にて分岐の上、新設燃料化施設側に取り込むほか、新設燃料化施設の監視対象となる各種信号は、新設燃料化施設の制御装置（ソフト）を介して既設水処理側に設置する端末（PC）にて監視頂くことを意図しております。（既設水処理施設の監視制御ソフトの改造は実施しないベース）そのため、既設水処理施設側の監視方法に変更は発生致しません。</p>	問題ありません。

要求水準書に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	26	4	4-1-5	(1)	耐津波設計 (エ)	「管理室等を有する建物」を除く、建築物、土木構造物及び機械品などは耐津波設計の対象外と理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。	耐津波設計の対象についてはご理解のとおりです。対象外の構造物・設備の配置は、耐津波設計の対象とする建物までの避難動線を踏まえた設計としてください。
6	26	4	4-1-5	(1)	共通 (オ)	特定行政庁の指導より、建築構造物としての要求水準を求められた場合は、当該指導に従いますが、それに伴い発生した追加費用は精算対象になるものと理解します。当該認識でよろしいかご教示願います。	特定行政庁の指導への対応は、本業務に含みます。
7	26	4	4-1-5	(2)	土木 (イ)	事業者は入札前に液状化判定に係る事前現地調査が行えないため、受注後、当該調査の結果、事業者の見積前提条件と異なり追加対策費用が生じた場合は精算対象になるものと理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	事前調査により、液状化に対する対策は必要です。 なお、当該資料の貸与は可能です。
8	30	4	4-2-3	(3)	建築担当者	建築担当者は、建設工事請負契約書 (案) に記載のある「工事監理者」と兼務できるものと考えてよろしいですか	有資格である建築担当者は工事監理者を兼ねることは出来ます。
9	32	4	4-3-2	(7)	その他工事との連携	「その他の工事」に関し、本事業設計・建設期間中に実施予定の「その他の工事」の詳細情報 (工事名、工事個所、工事期間 (R〇年〇〇月～R〇年〇〇月迄等)) をご教示願います。	「その他の工事」について、4-3-7(7)に示す内容の外は、現時点では未定です。
10	33	4	4-3-3	(1)ウ	総合試運転及び性能試験	総合試運転及び性能試験にかかる電力費は事業者負担となっておりますが、具体的な精算方法についてご教示願います。	電力費は市が負担します。要求水準書を修正します。 なお、実施に当たっては電力消費量や需要電力量の抑制に努めてください。
11	34	4	4-3-4	(6)	完成図書	官庁手続書類の原本は1部のみ発行されるため、提出部数は1部へと見直しをお願いします	官庁手続書類の提出部数は、下記のとおり計2部とします。 ・原本1部 ・原本の複写1部

要求水準書に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
12	34	5	5-1	5-1-3	維持管理・運営時のユーティリティー条件	二次処理水の活用中、センターへ高濃度薬物等流入など水質事故発生時は、燃料化施設の緊急停止措置が想定されますが、仮にその場合の燃料化物の処理量低下分は、年間契約予定処分量未達とはならず、事業者側の責にあたらぬとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	35	5	5-2-1	(2)イ	電気設備保守点検に関する業務	本事業にて単独で受電する場合の保安規定は、事業者が用意するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	38	5	5-2-1	(6)ウ	保安管理業務	保安管理上、大在水資源再生センターの維持管理業者と連携することになっていますが、大在水資源再生センター一体として、保安管理上の設備投資が必要となる場合、費用負担について貴市と協議の場を設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	事業用地内の保安管理を求めます。それを上回る保安管理は、提案に含まれます。
15	38	5	5-2-1	(6)エ	非常時対応教務	「非常時に対応できるようマニュアル(BCPを含む)の整備及び定期的な訓練を実施すること」との記載についてですが、大在水資源再生センターのマニュアル類や訓練との同期が必須と考えます。大在水資源再生センターの現状のマニュアル類と訓練状況について情報開示願います。	マニュアル類は、別紙1及び別紙2を参照ください。また、毎年12月～2月の間に、緊急時対応訓練と災害時情報伝達訓練を実施しています。
16	44	別紙2	2	(2)	用地の高低	GL+1.3mの嵩上げをする範囲についてご教授頂きたく何卒宜しくお願い致します。また、優先交渉権者決定後、既設工事との関係等を考慮し、市と協議の上、嵩上げする範囲及び形状について最終決定させて頂く運用要領にして頂きたく、併せてお願い致します。	原則として、嵩上げ範囲は、図1に示す事業用地(車両搬出入ルートを除く)とし、詳細な範囲や形状については、基本協定締結以降に協議の上、決定します。
17	72	別紙5	1	(2)	電気工事	大在水資源再生センターの引き込みからの分岐に関して、既設工事との交錯等を考慮した合理的な提案として、ア案以外をご提案することは可能でしょうか？また、当該提案につきまして、優先交渉権者決定後に貴市と分岐方法について協議の上、最終決定させて頂く運用要領にして頂きたく、併せてよろしくお願い致します。	提案する案に合理性があり、既設や将来計画及び維持管理に支障がないことを条件に、ア案以外の採用を認めます。

要求水準書に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
18	81	別紙5	2	(3)	排水	排水管ルートとしてご提示頂きましたルートに関して、窓枠を貫通して既設建屋内に入る際の窓枠の仕舞について、ご指定が御座いましたらご教授頂きたく、宜しくお願い致します。	窓枠の仕舞に関する指定はありません。 窓を貫通する場合は、雨や風に対して十分な対策をしてください。
19	104	別紙7			津波浸水深	別紙7は、P26の4-1-5(1)エに記載ある「管理室などを有する建物」以外の一般の構造物には適用されないものと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。なお、作業員等が安全な場所へ避難できるルートを考慮してください。